2008 年 10 月 30 日　全 4 頁

ＡＳＢＪ、時価の確認文書公表

制度調査部
吉井　一洋

変動利付債も理論値の使用が可能

[要約]

■ ＡＳＢＪ（企業会計基準委員会）は、2008 年 10 月 28 日に、金融資産の時価の取扱いに関する現行実務を確認する実務対応報告第 25 号を公表した。

■ 実務対応報告第 25 号では、以下が明らかにされている。変動利付国債等についても、銘柄によっては、市場価格ではなく、理論値を時価として用いることもありうると考えられる。株式の時価は市場価格のみである。

①不利な条件で引き受けざるを得ない取引又は他から強制された取引による価格は時価ではない。

②売買事例が極めて少ない金融資産や、売手と買手の希望する価格差が著しく大きい金融資産の時価は、市場価格ではなく「経営陣の合理的な見積もりに基づく合理的に算定された価額」となる。

③合理的に算定された価額を、自社で算定できない場合は、自らの責任で業者から入手することも可能である。

■ 実務対応報告第 25 号の適用に関して、利用者の理解に資すると考えられる場合は、その概要を追加情報として注記する。

■ 実務対応報告第 25 号は、2008 年 10 月 28 日前に終了した決算期（その中間・四半期を含む）であっても、まだ財務諸表が未公表であれば、適用される。

1. 時価の基本的な考え方

◎企業会計基準委員会（ＡＳＢＪ）は、2008 年 10 月 28 日に、実務対応報告第 25 号「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」を公表した。これは時価の算定方法に関する現行制度の内容を再確認するものである。

◎実務対応報告第 25 号では、時価の概念について下記を再確認している。

◆時価とは、「公正な評価額をいい、市場において形成されている取引価格、気配又は指標その他の相場（以下「市場価格」という。）に基づく価額をいう。市場価格がない場合には合理的に算定された価額」（金融商品会計基準第 6 項）を指すこと。

◆時価とは、「取引を実行するために必要な知識をもつ自発的な独立第三者の当事者が取引を行うと想定した場合の取引価額」（金融商品実務指針第 47 項）であること。

◆「不利な条件で引き受けざるを得ない取引又は他から強制された取引による価格」は時価ではない。

◎その上で、下記の点を改めて明らかにしている。

①金融資産が市場で取引され、そこで成立している価格があれば、原則として市場価格に基づく価額が時価となること

このレポートは、投資の参考となる情報提供を目的としたもので、投資勧誘を意図するものではありません。投資の決定はご自身の判断と責任でなされますようお願い申し上げます。記載された意見や予測等は作成時点のものであり、正確性、完全性を保証するものではなく、今後予告なく変更されることがあります。内容に関する一切の権利は大和総研にあります。事前の了承なく複製または転送等を行わないようお願いします。本レポートご利用に際しては、最終ページの記載もご覧ください。株式レーティング記号は、今後6ヶ月程度のパフォーマンスがＴＯＰＩＸの騰落率と比べて、1=15%以上上回る、2=5%～15%上回る、3=±5%未満、4=5%～15%下回る、5=15%以上下回る、と判断したものです。

②しかしながら、「取引所若しくは店頭において取引されているが実際の売買事例が極めて少ない金融資産」や、「売手と買手の希望する価格差が著しく大きい金融資産」は、市場価格がない（又は市場価格を時価とみなせない）と考えられるため、このような場合には、時価は「基本的に、経営陣の合理的な見積もりに基づく合理的に算定された価額」によること（金融商品実務指針第 54 項）
③取引当事者は金融資産の特性を理解していることが前提であるため、②の合理的に算定された価額は、「まず企業の経営者の合理的な見積もりによることを原則とする」（金融商品実務指針第 259 項）こと
④自社における合理的な見積もりが困難な場合には、ブローカーから入手した価格を時価とすることができること

◎ただし、④の場合の時価の入手元のブローカーは、「客観的に信頼性のある者で、企業から独立した第三者」（金融商品実務指針第 259 項）であることが必要である。さらに、ブローカーは以下のⅰからⅲの方法に基づき価格を算定しなければならない（金融商品実務指針第 54 項）。

ⅰ. 取引所等から公表されている類似の金融資産の市場価格に、利子率、満期日、信用リスク及びその他の変動要因を調整する方法。この場合の調整数値等は、恣意性を排除した合理的なものでなければならない。

ⅱ. 対象金融資産から発生する将来キャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定する方法。この場合、変動要因等を織り込むことを考慮する。また、適用する割引率は、恣意性を排除した合理的なものでなければならない。

ⅲ. 一般に広く普及している理論値モデル又はプライシング･モデル（たとえば、ブラック・ショールズ･モデル、二項モデルなどのオプション価格モデル）を使用する方法。この場合、会社が採用するモデル自体、及びモデルを用いて実際に算定する際のボラティリティ、利子率等の価格決定変数は、恣意性を排除した合理的なものでなければならない。

2. 金融商品ごとの取扱い

◎実務対応報告第 25 号では、金融商品ごとの取扱いは示されていない。ただし、ＡＳＢＪでは、10 月 16 日に公表された公開草案に対して寄せられたコメントにどう対応するかを、実務対応報告と合わせて公表している。それによれば、下記の点が明らかにされている。

■「不利な条件で引き受けざるを得ない取引又は他から強制された取引」に該当するか否か、「取引所若しくは店頭において取引されているが実際の売買事例が極めて少ない金融資産」や、「売手と買手の希望する価格差が著しく大きい金融資産」に該当するか否かは、個々の実情に照らして合理的に判断する。

■「売手と買手の希望する価格差が著しく大きい金融資産」には、「売手と買手のいずれかの価格しか示されないか、市場の需給要因等により、売手が合理的な見積もりに基づいて算定した合理的な価額と買手の希望する価格差が著しく大きい金融資産」が含まれる。

◎したがって、通常は取引所や店頭市場で活発に取引が行なわれている金融商品でも、取引がほとんど行われなくなったり、あるいは買い手が極めて少なく、投売りに近い価格でしか取引されなくなった場合は、市場価格ではなく、「経営陣の合理的な見積もりに基づく合理的に算定された価額」によることになると思われる。

◎金融機関からは、変動利付国債が、そのような「取引所若しくは店頭において取引されているが実際の売買事例が極めて少ない金融資産」や、「売手と買手の希望する価格差が著しく大きい金融資産」に該当するかを明

確にするよう求めるコメントが多数寄せられた。物価連動国債についても同様のコメントがあった。

◎これに対してＡＳＢＪは、コメントに対する回答で、変動利付国債等が「取引所若しくは店頭において取引されているが実際の売買事例が極めて少ない金融資産」や、「売手と買手の希望する価格差が著しく大きい金融資産」に該当するかどうかは、個々の実情に照らした合理的な判断によること、したがって、市場価格ではなく、経営陣の合理的な見積もり価額やブローカーから入手した見積もり価額によることも排除されないことを明らかにしている。

◎上記の回答によれば、変動利付国債（又は物価連動国債）について、「取引所若しくは店頭において取引されているが実際の売買事例が極めて少ない金融資産」や、「売手と買手の希望する価格差が著しく大きい金融資産」に該当するものとして、市場価格ではなく、「経営陣の合理的な見積もりに基づく合理的に算定された価額」によることもありうる。その場合、例えば、同じ変動利付国債等でも、ある回号の変動利付国債等は市場価格を時価とし、別の回号の変動利付国債等は合理的な見積もり価額を時価とすることもありうるし、その判断も企業ごとに異なることもありうるものと思われる。

◎なお、合理的に算定された価額を算定する際には、流動性リスク等に重要性がある場合には、それを考慮する旨も確認されている。（金融商品実務指針第 103 項（5））。

◎金融機関からは、さらに、変動利付国債等の合理的に算定した価額として、ブローカーから入手した理論価格を用いることができるか否かの確認を求めるコメントが多数寄せられた。これについて、ＡＳＢＪは、時価（合理的に算定された価額）は、原則として自ら算定すべきだが、取引相手の金融機関やブローカー等から入手した価格を「自らの責任」で使用することができる（金融商品実務指針第 102 項）と回答している。

◎なお、株式については、実務対応報告第 25 号では、市場価格がある場合のみ時価のある有価証券とすることを、その脚注で再確認している。金融商品実務指針第 60 項では、市場価格としては、以下を用いることとしている。
・市場で公表されている取引価格の終値を優先適用する。
・終値が無ければ、公表された売り気配の最安値と買い気配の最高値、それらが両方公表されていればこれらの仲値とする。
・当日に終値も最終気配も公表されていない場合は、同日前直近において公表された終値又は気配値とする。
この点は、上場ＲＥＩＴにおいても同様であると思われる。

◎証券化商品、私募債、店頭デリバティブ、仕組債などで、普段から取引所や店頭市場で活発に取引が行なわれていないものの場合は、市場価格ではなく、合理的な見積もり価額によることが一般的であると思われる。

3. 注記

◎実務対応報告第 25 号を適用するに際して、財務諸表利用者の理解に資すると考えられる場合には、その概要について注記することとされている。現行制度上、有価証券の時価の算定方法について注記は義務付けられていないので、この場合の注記は「追加情報の注記」として行うことになる。「追加情報の注記」とは、規則等で個々に定められている注記の他に、開示企業の利害関係人が企業集団又は会社の財政及び経営の状況に関す

る適正な判断を行うために必要と認められる事項があるときに行なわれる注記である。

◎実務対応報告第 25 号では、どのような注記を行なうべきか具体的に明示されてはいない。財務諸表の利用者の立場に立てば、少なくとも、時価の算定方法を市場価格から合理的な見積もり価額に変更した金融商品については、その影響が重要性である場合には、下記の注記が望まれるところである。

ア. その金融商品の種類

イ. 合理的な見積もり方法の概略（用いているモデル、パラメータの考え方、流動性の影響をどの程度考慮しているかなどを含む）

ウ. 見積もった時価（算定結果）

4. 適用時期

◎実務対応報告第 25 号は、現行の会計基準等を踏まえた実務上の取扱いを確認するものと位置づけられている。したがって、その公表日である 10 月 28 日より前に終了した事業年度（当該事業年度を構成する四半期会計期間又は中間会計期間を含む）であっても、企業が未だ公表していない財務諸表においては適用される。

◎2008 年度第 2 四半期（2008 年 7～9 月）の決算においても、10 月 28 日時点で財務諸表が未公表であれば、実務対応報告第 25 号を適用した財務諸表を作成・公表することができる。